

七尾市泉南台(石崎奥原地区土地区画整理組合施行区域)に於けるまちづくり協定

チェックリスト

◇建築物に関する基準

1. 建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線から前面道路の境界線までの距離は原則として1.5m以上とする。
2. 車庫・物置等を設ける場合は、建築物本体に取り入れることを原則とする。やむを得ず別棟とするときは本体と調和のとれたものとする。
3. 建築物の屋根の形状は勾配屋根を原則とする。
4. 建築物の屋根の色彩は黒、グレー系を原則とする。
5. 建築物の外壁の色彩は、茶、グレー、クリーム系を基調とし、周辺との調和を図るものとする。

◇広告物に関する基準

1. 区域内においては、広告塔、看板等を設置できないものとする。ただし、公共又は自己用の広告物で周辺の環境と調和し景観形成上支障のないものはこの限りではない。
2. 前項ただし書きに規定する広告物の表示面積の合計面積は1㎡以内とする。

◇生垣の植栽等

1. 道路及び公共用地に面する敷地の部分には、敷地地盤面からの高さ1.8m以下の生垣を設ける。やむを得ず石積、ブロック積とする場合は、敷地地盤面からの高さ60cm以下とする。

◇敷地

1. 宅地分譲時の地盤面を変える盛土は行ってはならない。ただし、隣接するすべての権利者の同意を得られた場合の盛土高は敷地地盤面から50cmを限度とする。
2. 敷地を分割する場合の面積の限度は、170㎡以上とする。